

上越市消融雪施設整備計画（平成 27 年度～31 年度）の策定について

1 整備計画の策定にあたって

消融雪施設は、豪雪地域の当市において冬期間の安定した道路交通の確保に重要なインフラであり、将来に渡って更新、維持管理していく必要があります。

当市の代表的な消融雪施設として地下水を利用した消雪パイプがありますが、多くの施設が設置から 20 年以上経過しており、消雪用井戸と散水管の老朽化による機能低下が著しいことから、計画的に更新を進めていく必要があります。

しかしながら、高田、直江津地区のほか一部地域では県条例による地下水の揚水規制区域に指定されていることから、消雪パイプに必要な深井戸を新たに掘ることができない現状にあります。

また、当市では合併後 10 年が経過する平成 27 年度以降、国から配分される普通交付税が減少するなど、財源不足がさらに深刻化していくことが予測されることから、多くの老朽化した施設に対応できない状況にあります。

このことから、平成 23 年 10 月、優先的に整備すべき施設を明確化した「上越市消融雪施設整備計画」を策定し、計画に基づき施設整備を進めているところでありますが、現在の整備計画は、平成 26 年度までとなっていることから、このたび平成 27 年度以降の整備予定施設を定めるため、整備計画を策定するものであります。

2 対象区域

上越市全域を対象とします。

3 対象施設

道路課雪対策室が所管する「消雪パイプ」及び「流雪溝」を対象とします。

4 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度までの 5 箇年とします。

5 計画策定の視点

次の視点で計画を策定します。

- ① 新たな施設整備から既存施設の維持・更新
多くの施設が老朽化してきたことから、既存施設を活用するための維持、更新を行い、「つくる」から「まもる」に転換を図る。
- ② 機械除雪への転換
民間事業者との委託契約による機械除雪体制が全市的に整備されている状況から、家屋連坦や狭隘で交通量が多いなど、機械除雪が困難な路線の整備優先度を高める。
- ③ 地下水揚水規制区域内の消雪パイプ新規設置及び更新
・ 県条例により深井戸の新規設置が認められないことから、消雪パイプの新規設置要

望については地下水を利用しない消融雪施設（加温消雪パイプ、地中熱等）の活用を検討していく。

- ・ 県条例により既存の深井戸も掘り直すことができないため、施設の集約等により揚水量の削減が可能な区域に限り、県の許可を受け消雪パイプリフレッシュ計画を策定することで、既存井戸の更新を図る。

6 目指していく整備の方向

次の方向で整備を行います。

- ① 老朽化など劣化した施設機能の維持、更新
これまでに設置した消融雪施設の老朽化に伴い、機能低下した施設を適切に維持、更新し、機能の確保に努める。
- ② 機械除雪と併用した冬期道路交通の確保
機械除雪と併用した消融雪施設の効果的な活用を図る。

7 整備施設

整備対象施設は、本計画内の「消融雪施設整備優先基準」及び「消融雪施設整備評価基準」で評価した結果により、次のとおり整備していきます。

なお、本計画は財源の裏付けとなる上越市財政計画と整合を図った中で定めていますが、今後の財政状況や社会情勢の変化、緊急を要する整備や施策上必要となった整備など、場合により、追加や変更、計画期間内での完了が困難となる場合があります。

このため、毎年度、計画の進捗管理を行いながら、必要により見直しを行います。

- ① 平成 27 年度以降も引き続き整備する施設
上越市消融雪施設整備計画（平成 24 年度から平成 26 年度）に登載された施設で、引き続き平成 27 年度以降も整備を行う施設であり、早期の完了を目指します。
- ② 平成 27 年度から整備に着手する施設
平成 27 年度から新たに整備する施設であり、年次計画に基づき整備を行います。
なお、今後の様々な事情により、計画期間内に着手または完了できない場合もあります。

8 今後の予定

3 月下旬～4 月上旬 町内会長などへ計画書を配布